

長谷池除草業務委託仕様書

1 業務目的

本業務は、長谷池敷地内の除草を行うものである。

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年8月31日まで

3 履行場所

京都市山科区西野山桜ノ馬場町地内

4 業務範囲

別紙のとおり

5 業務内容

- (1) 事前に建設局土木管理部河川整備課と作業時期、作業範囲及び作業方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたること。
- (2) 作業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、作業前後の写真とともに提出すること。
- (3) 除草は可能な限り地際刈りで丁寧に行うこと。また、刈草の運搬処分も適切に行うこと。
- (4) 作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。

6 支払い条件

業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

7 留意事項

- (1) 災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。
- (2) 作業員には清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。
- (3) 当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (4) 作業実施者にかかる安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- (5) 作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよ

う十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。

- (6) 作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
- (7) 除草時に隣接敷地・通行車両等に飛び石等を飛散させないように対策を講じること。
- (8) 平日の午前 9 時から午後 5 時の間に行うこと。
- (9) 業務で発生した資源化可能なせん定枝及び刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルする等適切に処分すること。
- (10) フェンスや支柱に絡まったツタや枝も丁寧に取り除くこと。